

ごみは燃やさないで 野焼きは禁止されています

野焼きの際に発生するにおいや煙により「洗濯物が干せない」「窓も開けられない」など、多くの苦情が寄せられています。

廃棄物（ごみ）を野外で燃やす、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、禁止されています。一部の例外規定はありますが、ごみは燃やさず、指定された集積所に出すか、環境センターに持ち込んでください。

野焼き禁止の例外規定（抜粋）

- ◆農林業を営む上で発生する、刈り草や下枝などの廃棄物の焼却
 - ◆落ち葉たきなど、日常生活における軽微な焼却
 - ◆どんど焼きなど、風俗習慣上の行事における焼却
- これらの例外規定に該当する場合でも、周辺地域に迷惑が掛からないよう心掛けましょう。

■問い合わせ 環境課（内線252）

10月1日から市民バスの路線を再編します

【新規バス停の設置】

▷肥田線 バス停「上起」と「高根公民館(団地)」の間に「**西之洞市営住宅**」を新設します。

【バス停の名称変更】

- ▷泉が丘線 「五斗蒔市営住宅」を「**寺上**」に変更します。
- ▷土岐津線 「本郷上」を「**本郷中**」に変更します。



■問い合わせ 市地域公共交通活性化協議会事務局（商工観光課内・内線232）

国民健康保険被保険者証が10月1日から個人証（カードサイズ）になります

9月30日(金)までにご自宅へ郵送します。



〈古い被保険者証〉



〈新しい被保険者証〉

- 1 新しい被保険者証は簡易書留でご自宅へ郵送します。ご不在の場合は配達されませんので、郵便局でお受け取りください。
- 2 新しい被保険者証の氏名や生年月日などの内容を必ず確認し、間違いがありましたら市民課保険年金係または最寄りの支所へご連絡ください。
- 3 古い被保険者証は10月1日から使えませんが、ご家庭で廃棄してください。
- 4 「被保険者証ケース」および「臓器提供意思表示欄保護シール」が必要な方は、市民課保険年金係または最寄りの支所へ申し出てください。

■問い合わせ 市民課保険年金係（内線132・133）